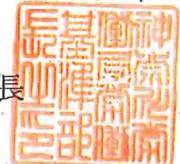


神労基発 1201 第 2 号の 1
令和 4 年 12 月 1 日

神奈川労働局労働基準部長



特定自主検査の事後措置の徹底について（協力要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年 6 月上旬、当局管内の事業場において、特定自主検査で認めた異常を 4 年以上もの間放置した結果、当該機械を使用した労働者に重篤な後遺障害を伴う労働災害が発生しました。この事案は検査業者からの補修等の要請を事業者が無視し続けたものでしたが、検査業者の監査指導において、事業者によっては補修費用の負担を理由として補修等を留保するとの複数の情報があったことを踏まえると、この事案以外でも重篤な労働災害が発生する可能性が懸念されます。

特定自主検査は、整備不良などを原因とした労働災害を防止するため、検査業者が法定項目の検査を実施し、当該検査で異常が認められた項目は、当該機械を使用する事業者が補修その他必要な措置を講じる責務があるものです。

つきましては、特定自主検査の異常がそのまま放置されることのないよう、別紙のとおり事業者向け配布資料を作成したので、必要に応じて事業者に交付していただくようお願いいたします。

事業者向け配布資料について

配布資料「特定自主検査の事後措置の徹底について」については、神奈川労働局ホームページから入手していただくことができます。掲載場所は下記のとおり。

また、QRコードも付記しましたのでご活用ください。

記

1. 掲載場所

神奈川労働局→各種法令・制度・手続き→安全衛生関係→
→免許・教習等機関・労働災害防止団体等【安全課・健康課】
→検査業者用資料「特定自主検査の事後措置の徹底について」

2. 「特定自主検査の事後措置の徹底について」の QR コード



神奈川労働局労働基準部

安全課

電話 045-211-7352